

# 福知山市上下水道事業の経営について

平成28年8月

福知山市上下水道部

## 第1章 公営企業の基本原則について

### 1 公営企業の意義

地方公共団体は、地域の多種多様な行政需要に応じて、一般行政事務を行うとともに、水道事業等の公営企業を経営しています。

水道事業及び下水道事業が公営企業として存在する意義（理由）は、

- ①日常生活に欠かすことのできないサービスとして安定的かつ継続的に供給することが必要なものであって、利潤の追求を深く求めることなく実施する必要がある事業であること。
- ②施設の建設に巨額の資金を必要とし、また、その投資資本の回収に長期間を要するため、民間資本の進出が期待できない事業であること。
- ③日常生活の環境整備など、地方公共団体が行う一般行政事務との密接な関連に基づいて実施することが適当であると考えられる事業であること。

などが挙げられ、本市における上下水道事業もこれらの理由により、地方公営企業法の全面適用を受ける公営企業として存在しています。

一般行政事務と公営企業との基本的な違いは、一般行政事務が住民にサービス等を提供するための財源を、主として租税に依存しているのに対して、公営企業はサービス等を提供するための財源を、主として利用者からの対価である料金等によって事業運営（経営）することとされており、地方財政法においても適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められています。

### 2 地方財政法上の原則（特別会計の設置と独立採算制）

地方財政法第6条において、財政運営の基本原則として特別会計の設置と独立採算の考え方が定められており、本市においても水道事業及び下水道事業を企業会計として設置をしております。

水道事業及び下水道事業については、「その経費は、その性質上当該事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入（地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない」とされ、適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められています。

なお、料金等によって賄うことが適当でない経費など、独立採算によることが客観的に困難であると認められる経費については、あらかじめ独立採算の枠の外におき、企業の設置者たる地方公共団体の一般会計等において負担することとなります。

## 第2章 上下水道事業の現況等について

### 1 上下水道事業をとりまく状況

水道、下水道は、生活するために必要不可欠な生活基盤（ライフライン）であり、適切な維持管理や施設の更新を行わなければ、安全な飲料水の供給や生活環境の保全が脅かされることとなります。

利用者からの料金・使用料で運営されている上下水道事業を取り巻く環境は、人口減少による料金・使用料収入の減少が予想される一方、老朽化の進む施設等の更新は必要不可欠であり、世代間の公平性と安心・安全、持続可能な事業経営の観点から、料金・使用料については見直しを避けることが出来ない状況となっています。

### 2 施設等の現況

#### 〔水道事業〕

福知山市の水道施設は、昭和8年の供給開始以来、5回の拡張工事を経て現在に至っていますが、昭和43年から始まった第3・4次拡張工事により整備された多くの水道管が法定耐用年数である40年を順次経過し、一斉に更新時期を迎えていくこととなります。

平成20年度から平成26年度までの6年間では年間約2億円を投じて水道管路の更新事業を行ってきましたが、この更新ペースでは、平成70年には健全資産は約0.6%となり、ほとんどが経年資産となり、安心・安全な水道水の供給に支障をきたすことが予想されます。

現在、水道管の事故件数は、1.5日に1回の割合で事故が発生しています。

近年、平成25年6月に高畑水管橋の漏水事故が発生し、広範囲に断水する状況となりました。

このため、老朽化した施設や水道管の更新・耐震化を計画的に行っていくことで、安心・安全な水道水の供給を進めているところです。

#### 〔下水道事業〕

福知山市の下水道事業は、水害から市街地を守ることを目的に開始された公共下水道事業を皮切りに、農業集落排水施設事業、浄化槽設置整備事業などを計画的に行い、面的な整備は完了し、維持管理と更新の時代を迎えています。

下水道管の標準的な耐用年数は50年、処理場等の電気・機械設備の耐

用年数は7～20年とされていますが、昭和38年から管渠の整備を行ってきた公共下水道区域では、今後、耐用年数を迎える管渠が増加していきます。

また、耐用年数を超過していない管渠についても、材質や使用状況によっては道路陥没事故が発生する恐れがあり、予防保全型の更新計画が課題となっています。

具体的には、平成27年5月に長田野町で管渠破損による「道路陥没事故」が発生しました。

また、平成28年7月にも昨年同様に長田野町で管渠破損による「道路陥没事故」が発生し、大きな事故につながる可能性がありました。

このため、老朽化した管については、管更正による長寿命化や布設替えなど費用の比較検討をしながら計画的に工事を行っているところです。

## 第3章 福知山市上下水道事業の経営について

平成27年7月29日より7回にわたって開催した「福知山市上下水道事業経営検討委員会」及びこれに伴い発行した上下水道だより（水道版：12月発行、下水道版：3月発行）による市民からの意見を受け、今後の上下水道事業経営の方向性について、次のようにまとめます。

### ■上下水道事業経営の基本方針

水道、下水道は、生活するために必要不可欠な生活基盤（ライフライン）となっており、適切な維持管理や施設の更新を行わなければ、安全な飲料水の供給や生活環境の保全が脅かされることとなります。

利用者からの料金・使用料で運営されている上下水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水機運の高まりにより収入の減少が見込まれる一方、老朽化する施設の更新や維持管理にかかる費用は増加傾向にあり、より一層厳しくなっています。

福知山市上下水道部では、地方公営企業法第3条の経営の基本原則である企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進（お客様への満足）を永続的に届けるため、上下水道の提供という行政サービスを通じて、確かなマネジメントを構築し、絶え間なき改善により「幸せが実感できるまち」の実現に向けて全力で取り組むこととし、経営の基本方針を以下のように定めます。

#### 基本理念

#### 安心・安全を未来へつなぐ上下水道

#### 基本方針

- 安心・安全で快適な暮らしを届ける
- 強靱で安定した上下水道を構築する
- 健全な経営を維持する

## ■水道事業について

### 1 水道施設の更新について

(検討結果のまとめ水道事業編 P 4～P 8 に関する今後の市の基本方針)

水道施設の更新にあたっては、法定耐用年数ではなく、施設の種類に応じた耐用年数により積極的に行っていきます。特に平成 36 年度までの 10 年間では、基幹となる管の耐震化及び病院や災害時の避難所となる地区の管などを優先的に更新していきます。

また、施設のメンテナンスによる長寿命化を図るとともに、配水管工事に合わせた鉛給水管の取り換えや漏水調査など、事故を未然に防ぐための取り組みにも力をいれます。

今後 10 年間の投資計画については、以下のとおりです。

(単位:千円)

年度	H27※	H28※	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
事業費※	1,204,174	583,900	1,240,900	1,405,047	1,351,048	1,385,619	1,108,677	1,624,981	2,013,158	1,227,000

※H27、H28には簡易水道分含まない

※人件費等は含まない

#### 【主な内容】

- 給水拠点となる管の耐震化工事
- 老朽管の布設替
- 堀浄水場水源の改良更新
- 堀浄水場施設の耐震化

### 2 収支の見通しについて

(検討結果のまとめ水道事業編 P 9～P 11 に関する今後の市の基本方針)

収支を均衡させ、安定的な経営を行うために、水道料金の改定を含め、あらゆる手段を検討します。

また、資本的収支については、企業債の借り入れを抑制し、これ以上残高が増えないようにするとともに、補助金をはじめとした有利な財源を活用し、一般会計からの適正な繰入を確保していきます。

決算の状況や収支の見通しについては、毎年度検証を行い、その結果をホームページや広報紙を通じて公表していきます。

### 3 経営の効率化に向けた取り組みについて

(検討結果のまとめ水道事業編P12～P13に関する今後の市の基本方針)

これまでの取り組みに加え、あらゆる手段を活用し、収入・支出の両面を見直して効率的な経営を行っていきます。

民間委託の検討にあたっては、安全性や効率性を十分に検証したうえで、市民にとって最善となる手法を選択します。

その際には、水道の安心・安全が脅かされることのないよう取り組むとともに、官民連携して危機管理の徹底や技術の継承にも力を入れていきます。

### 4 水道料金について

(検討結果のまとめ水道事業編P14～P16に関する今後の市の基本方針)

平成29年4月の水道事業と簡易水道事業の経営統合にあわせ、水道料金として統一します。

料金改定については全国的に値上げが行われる傾向がありますが、料金の算定にあたっては、今後の更新需要をふまえ、総括原価に「資産維持費」を適正に織り込み、安定的に資金を確保できるよう、10～20%程度の料金改定を行うことを検討します。

料金体系については、水道供給にかかる経費の多くが給水量にかかわらず必要となる固定経費であること、また、人口減少が予測されるものの世帯数は増加傾向にあり、世帯当たりの人口が減少し給水量が小口化している現状を踏まえ、基本料金に重きを置いた料金体系とし、少量使用者には不公平感のあった基本水量を廃止することとします。

また、収入の確保及び負担の公平性の原則から、未納者に対しては、法に基づいた厳格な処分の実施を行うなど適正な債権管理を行います。

## ■下水道事業について

### 1 下水道施設の更新について

(検討結果のまとめ下水道事業編P18～P20に関する今後の市の基本方針)

老朽化した管渠については、管更生による長寿命化や布設替えなど、費用の比較検討を行いながら計画的に工事を行うとともに、予防保全型の維持管理体制を進めます。

処理場をはじめとした施設・設備の更新については、ライフサイクルコスト（設備費と維持管理費）が安価になるよう、設計・建設・維持管理の一括発注や汚泥の有効活用なども含め、総合的に検討を行います。

今後10年間の投資計画については、以下のとおりです。

	H27～H31	H32～H36
管 路	2 億円/年	9 億円/年
鉄 蓋	1.9 億円/年	1.9 億円/年
処理場・ポンプ場	8 億円/年	8 億円/年
合 計	11.9 億円/年	18.9 億円/年

※公共下水道事業のみ、治水対策除く。

#### 【主な内容】

- 管 路                                    中部幹線管路更正工事
- 鉄 蓋                                    市内一円鉄蓋更新工事
- 処理場・ポンプ場                    中継ポンプ場更新工事

### 2 収支の見通しについて

(検討結果のまとめ下水道事業編P21～P23に関する今後の市の基本方針)

下水道施設は規模が大きく、更新や修繕にかかる費用は施設の老朽化に伴いこれまで以上の大きな負担になることは避けられず、収支を均衡させ、安定的な経営を行うために、長期的な投資の見通しをたて、一時的なコスト削減ではなく抜本的に収支を見直していく必要があります。

資金不足の問題については、これ以上借入金に依存することは将来世代の負担増となり、また、一般会計からの経営支援としての繰入金増額は市全体のまちづくりにも大きく影響するため、下水道使用料の改定についても検討を行います。



### 3 経営の効率化に向けた取り組みについて

(検討結果のまとめ下水道事業編P24～P25に関する今後の市の基本方針)

これまでの取り組みに加え、あらゆる手段を活用し、収入・支出の両面を見直して効率的な経営を行っていく。

民間委託の検討にあたっては、安全性や効率性を十分に検証したうえで、市民にとって最善となる手法を選択します。

その際には、下水道の安心・安全が脅かされることのないよう取り組むとともに、官民連携して危機管理の徹底や技術の継承にも力を入れていきます。

### 4 下水道使用料について

(検討結果のまとめ下水道事業編P26～P28に関する今後の市の基本方針)

まず公共下水道及び特定環境保全公共下水道の福知山処理区の使用料の改定を行うこととし、他の処理区や農業集落排水の使用料については据え置きます。将来的な使用料の統一については、まず、使用料体系（基本料金体系）を一致させたうえで、今後の検討課題とします。

使用料の算定にあたっては、汚水処理にかかる費用をまかない、収支を安定させ、一般会計からの経営支援を受けなくてすむよう積算します。また、企業債償還や更新事業を行うために必要な資金が留保されるよう「資本報酬」を加えることとし、国庫補助金等の動向に左右されず緊急時にも対応可能な事業運営を行えるよう15～25%程度の使用料改定を検討します。

また、収入の確保及び負担の公平性の原則から、未納者に対しては、法に基づいた厳格な処分の実施を行うなど適正な債権管理を行います。